

「プラスチックごみの発生抑制・分別啓発業務」仕様書

1 委託業務名

プラスチックごみの発生抑制・分別啓発業務

2 目的

プラスチックによる海洋汚染が世界的な問題となる中、本市では、令和元年10月に「京都市プラスチック資源循環アクション～プラスアクション12～」を策定し、プラスチックごみの削減に取り組んでいる。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、飲食店からの食事の宅配やテイクアウトの利用の増加などによって、家庭から排出される使い捨てプラスチック製の容器、スプーン、レジ袋等のプラスチックごみが増加傾向にある。

そのため、本市では、飲食店等が行う宅配・テイクアウトに係る使い捨てプラスチック削減の取組に助成金を交付するとともに、マイバッグ・マイ容器の持参やプラ製スプーン等の受取辞退等の発生抑制行動や発生抑制に取り組んでもなお発生する使い捨てプラスチックごみの適切な分別が、生活様式として市民に定着するよう啓発事業を実施する。

本プロポーザルでは、助成事業者の募集、各種媒体を活用した広報啓発など、市民、事業者と一体となってプラスチックごみの発生抑制・分別を推進するための企画、運営等についての提案、実施を求めるものである。

3 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

ただし、契約締結後、直ちに業務に着手し、次の4による周知、啓発、広告は8月中（遅くとも9月まで）に原則として全て実行すること。

4 委託事項（企画提案事項）

以下の内容について、企画提案すること。企画提案に当たっては、市民の理解と事業者の協力を得て、プラスチックごみの発生抑制・分別を推進するよう工夫すること。

取組の実施に当たり、本市の協力が必要である場合は、その内容を具体的に記入すること。

（1）京都市宅配及びテイクアウトに係る使い捨てプラスチック削減助成制度の周知

本市では、飲食店等による宅配・テイクアウト用のリユース食器の導入、レジ袋、容器等のバイオマスプラスチック素材等への転換及び商店街等によるオリジナルエコバッグの作成に係る経費の助成事業を実施する。当該事業を飲食店等へ周知し、今年度末までに100件を目標に助成申請を促すこと。

上記周知に当たっては、本市が認定する「食べ残しぜロ推進店舗（飲食店・宿泊施設版）」（約1,070店）全件に案内を送付すること。その際には、助成事業の案内のほか、ポスター等、本市が指示する内容物を同封して送付すること。更に、助成制度の周知のため、民間の宅配・テイクアウトの紹介サイト等にも積極的に働き掛けを行うこと。

また、周知のみならず各飲食店等からの助成申請を促すための具体的な方策を提案すること。

＜参考＞プラスチック削減助成制度の概要（予定）

1 宅配・テイクアウト用容器のリユース食器への転換に対する助成

対象者：宅配・テイクアウトを行う飲食店、社会福祉法人、NPO等

単価上限：リユース食器1個当たり1,000円（消費税等相当額を除く）

2 宅配・テイクアウト用の容器、レジ袋等のバイオマスプラスチック素材への転換に対する助成

対象者：1に同じ

単価上限：容器1個当たり100円（消費税等相当額を除く）

レジ袋1枚当たり50円（消費税等相当額を除く）

3 レジ袋の受取り辞退の啓発のためのマイバッグ作成に対する助成

対象者：商店会、土産物関連団体、食品関連団体等（店舗単独は対象外）

単価上限：マイバッグ1個当たり500円（消費税等相当額を除く）

※1～3のいずれも助成上限額は1店舗・団体当たり10万円

※1と2は重複助成が可能

（2）広報印刷物の作成

プラスチックごみの発生抑制・分別を呼び掛けるため、下表のとおりポスター等の広報物を作成し、指定の場所に納品すること。

下表のほかに、効果的な広報物、配布先、活用方法等があれば提案すること。なお、チラシ（A4）については、本事業とは別に本市が作成、配布する。

また、提案内容によっては、下表の製作物、部数、納品先等を変更する場合がある。

製作物	規格	部数	納品先等
ポスター	B3横サイズ 片面フルカラー	4,000部	<ul style="list-style-type: none">交通局が指定する場所 (市バス・地下鉄車内広告用) 約1,500部食べ残しぜロ推進店舗 (封入・発送業務を含む) 約1,500部公共施設など本市が指定する場所 約1,000部
	B2縦サイズ 片面フルカラー	300部	<ul style="list-style-type: none">公共交通機関公共施設など本市が指定する場所

（3）交通広告の実施

市バス・地下鉄の中吊り広告、鉄道駅構内のポスター掲示、主要駅付近でのデジタルサイネージ広報など、公共交通機関利用者に向けた広報を実施すること。広報媒体、実施箇所、期間などは、最も効果的なものを提案すること。

（4）インターネット等を活用した啓発

宅配・テイクアウトの紹介サイトに広告を掲載するなど、インターネット媒体を活用した効果的な啓発を行うこと。

（5）雑誌を通じた啓発

グルメ雑誌や生活情報誌に啓発記事や広告を掲載するなど、雑誌を通じた効果的な啓発を行うこと。

（6）その他の手法による周知・啓発

（1）～（5）以外の媒体・手法による周知・啓発で、上限価格の範囲内で実施可能で効果的なものがあれば提案すること。

（7）実施報告書の作成

業務完了後、実施報告書を提出すること（様式不問）。

5 業務実施スケジュール（予定）

令和2年 7月下旬～	事業着手
8月	ポスターの作成、掲示 各種媒体を使った広報・啓発 食べ残しぜロ推進店舗への案内送付、助成制度利用の働き掛け
9月	8月に間に合わない媒体の広報・啓発 助成制度利用の働き掛け（申請が予算上限に達するまで継続）
令和3年 3月	実施報告書の提出

6 留意事項

- 本市担当職員との連絡を密にして業務に当たること。
- 業務の進捗状況については、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- 本業務の実施により製作した印刷物等の版権は、京都市に帰属する。
- 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を記した書面を本市に提出すること。